

## 分別区分について

両市の分別区分と各分別区分の例を表1に示す。

表1 両市の分別区分とその具体例

蕨市	
分別区分	例
もやすごみ	生ごみ、木くず、紙くず・レシート・シュレッダーごみ、皮革類、プラマークのないプラスチック製品
<u>もえないごみ</u>	セトモノ、ガラス、刃物、かさ、ドライヤー、小型家電（40 cm未満）、 <b>やかん</b> 、ポリタンク（18 L以下）
粗大ごみ	家具・ジュタン、布団、ベッド・マットレス、自転車
<b>金属類</b>	スチール缶・アルミ缶、茶筒・菓子缶、スプレー缶、なべ・フライパン、缶詰缶、 <b>スプーン</b> 、 <b>フォーク</b>
<b>生きびん (そのまま再使用するびん)</b>	ビールびん、酒びん、ジュースびん
<b>その他のびん</b>	コーヒー、ドリンクびん、ワイン・ウイスキー、食品びん
布類	衣類、毛布・布製カーテン、タオルケット・シーツ
<b>古紙類</b>	新聞・チラシ、雑誌、段ボール、紙パック
ペットボトル	PETのマークが付いているもの
<b>プラスチック製容器包装</b>	プラマークが付いているもの（ポリ袋、ボトル類、ラーメンカップ、発泡トレイ、冷凍食品袋・菓子袋類）
<b>その他の紙類</b>	封筒・はがき、包装紙・シュレッダー以外のコピー用紙、 <b>ノート</b> 、紙袋、化粧箱、
消火器・バッテリー	消火器、バッテリー
<b>蛍光管等</b>	体温計、蛍光管・電球
<b>乾電池</b>	乾電池（指定場所で回収）

戸田市	
分別区分	例
もやすごみ	台所の生ごみ、枝・板きれ、汚れ・臭いのついた紙、皮製品・布製品、プラマークのついていないプラスチック製品
<b>不燃物等</b>	セトモノ類、鏡・ガラス類、刃物、かさ、ドライヤー、小型家電（40 cm未満）、 <b>スプーン</b> ・ <b>フォーク</b>
粗大ごみ	じゅうたん、ふとん、マットレス、自転車、ボウリングの球、敷パッド、石油ストーブ
<b>カン・金属類</b>	空き缶（スチール缶、アルミ缶等）、茶筒・菓子缶、なべ、フライパン、その他金属（ <b>やかん</b> ）
<b>スプレー缶・ カセットコンロ用ガスボンベ</b>	スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ
<b>ビン類</b>	生きビン（洗って再使用できるビン）、雑ビン
布類	衣類、毛布、カーテン、タオルケット
<b>紙類</b>	新聞・チラシ、雑誌・本・ <b>ノート</b> ・辞典、ダンボール、紙パック、 <b>シュレッダーごみ</b>
ペットボトル	ペットボトルマークのあるもの（飲料、酒類、調味料類）
<b>プラマーク容器包装</b>	プラマークがついているもの（ビニール袋、ボトル類、発泡スチロール、食品トレイ菓子袋、冷凍食品の袋）
<b>雑紙（その他の紙類）</b>	ハガキ、封筒、包装紙
消火器・バッテリー	消火器、バッテリー
<b>体温計・血圧計・蛍光管</b>	体温計、蛍光管、血圧計
<b>乾電池・ボタン電池・ ライター</b>	乾電池、ボタン電池、 <b>ライター</b>

- ※黄色、緑色：分別区分が異なる項目  
 ※青字：分別区分の名称が異なる項目  
 ※赤字：例の分別区分が異なる項目

出典：蕨市「ごみの分け方・持ち出し方」、戸田市「令和5年度版家庭ごみの正しい分け方・出し方」

## 1. 分別区分の違い

分別区分の違いを表2に示す。

びんの分別区分において、戸田市では「ビン類」として1つの区分で回収しているのに対し、蕨市では「生きびん」と「その他のびん」に分けて回収している。

スプレー缶等については、戸田市では「カン・金属類」とは別に「スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ」として回収しているのに対し、蕨市では「金属類」としてまとめて回収している。

表2 分別区分の違い

対象ごみ	分別区分	
	蕨市	戸田市
びん	「生きびん」 「その他のびん」	「ビン類」
カン、金属類、 スプレー缶等	「金属類」	「カン・金属類」 「スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ」

## 2. 分別区分の名称の違い

分別区分の名称の違いを表3に示す。

「1. 分別区分の違い」で示した分別区分の違いも含め、8つの区分で名称の違いがある。「プラスチック製容器包装」/「プラマーク容器包装」など名称が異なるだけで対象物は同じ分別区分もあるが、対象物の違いによって名称も異なっている分別区分もある。

表3 分別区分の名称の違い

分別区分の名称	
蕨市	戸田市
「もえないごみ」	「不燃物等」
「金属類」	「カン・金属類」 「スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ」
「生きびん」 「その他のびん」	「ビン類」
「古紙類」	「紙類」
「プラスチック製容器包装」	「プラマーク容器包装」
「その他の紙類」	「雑紙（その他の紙類）」
「蛍光管等」	「体温計・血圧計・蛍光管」
「乾電池」	「乾電池・ボタン電池・ライター」

### 3. 分別区分例の違い

分別区分例の違いを表4に示す。

表4 分別区分例の違い

例	分別区分	
	蕨市	戸田市
シュレッダーごみ	もやすごみ	紙類
スプーン・フォーク	金属類	不燃物等
やかん	もえないごみ	カン・金属類
ノート	その他の紙類	紙類
ライター	プラ製：もやすごみ 金属製：もえないごみ	乾電池・ボタン電池・ ライター

4.今後の分別区分変更の見通し

今後の分別区分変更の見通しを表5に示す。なお、具体的な実施時期は未定である。

表5 今後の分別区分変更の見通し

対象	現行区分	将来区分
蕨市	<p>小型家電（40cm未満のもの） ➡もえないごみ</p> <p>リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池ほか ➡小型充電電池回収協力店</p> <p>消火器・バッテリー ➡消火器・バッテリー</p>	<p>二次電池を外した小型家電（40cm未満のもの） ➡もえないごみ</p> <p>消火器・バッテリー、 リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池ほか、 二次電池を取り外せない小型家電製品（40cm未満のもの） ➡消火器・バッテリー・<u>二次電池（品目追加）</u></p>
戸田市	<p>二次電池を外した小型家電（40cm未満のもの） ➡不燃物等</p> <p>リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池ほか ➡小型充電電池回収協力店</p> <p>電池内蔵の（二次電池が取り外せない）小型家電 ➡小型家電回収BOX</p>	<p>二次電池を外した小型家電（40cm未満のもの） ➡不燃物等（変更なし）</p> <p>リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池ほか、 二次電池を取り外せない小型家電製品（40cm未満のもの） ➡<u>リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池ほか、 二次電池を取り外せない小型家電（40cm未満のもの） （品目新設）</u></p>
蕨市／ 戸田市	<p>プラマークがついているプラスチック ➡プラスチック製容器包装／プラマーク容器包装</p>	<p>プラマークのついていないプラスチック製品についても回収・リサイクルするよう、対象を拡大</p>